

## 介護給付費単位数サービスコード表(案) 目次

I 指定居宅サービス介護給付費サービスコード	1
1 訪問介護サービスコード表	1
2 訪問入浴介護サービスコード表	15
3 訪問看護サービスコード表	15
4 訪問リハビリテーションサービスコード表	15
5 居宅療養管理指導サービスコード表	16
6 通所介護サービスコード表案	17
7 通所リハビリテーションサービスコード表	22
8 短期入所生活介護サービスコード表	24
9 短期入所療養介護サービスコード表	42
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護	42
ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護	48
ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護	59
ニ 老人性痴呆疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護	60
ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護	62
(へ 介護力強化病院における短期入所療養介護)は削除	63
10 痴呆対応型共同生活介護サービスコード表	67
11 特定施設入所者生活介護サービスコード表	68
12 福祉用具貸与サービスコード表	69
II 指定居宅介護支援介護給付費サービスコード	70
居宅介護支援サービスコード表	70
III 指定施設サービス等介護給付費サービスコード	71
1 介護福祉施設サービスコード表	71
2 介護保健施設サービスコード表	95
3 介護療養施設サービスコード表	101
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス	101
ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	113
ハ 老人性痴呆疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス	114
(ニ 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス)は削除	116
4 食事提供費サービスコード表	118

# 介護給付費単位数サービスコード表(案)

## ○サービスコード表(案)について

平成14年7月1日の社会保障審議会・介護給付費分科会で示された「介護報酬体系の見直し案」に基づき、現行のサービスコード表を見直し、現段階の改定案としてとりまとめたものである。合成単位数付のサービスコード表の改定は、介護報酬の改定に係る告示後速やかにお示しする予定である。

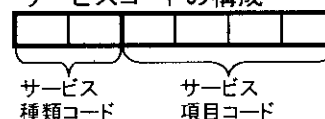
サービスコード表(案)では、以下の事項について見直しを行っている。

- ①「介護報酬体系の見直し案」に基づき、追加・削除される算定項目(「介護報酬の算定構造(案)」参照)
- ②利用者の数が利用定員を超える場合(定員超過)や職員等の人員基準を満たさない場合(人員欠如)の減算
- ③施設サービスにおける食事提供費用

②については、報酬請求計算の簡便化のために報酬改定を契機にサービスコードを追加するものである。③については、介護給付費明細書様式の一部(食事費用欄等)が見直されることに伴い、食事提供費の算定項目について新たにサービスコードを定義したものである。

## ○サービスコードについて

サービスコードの構成




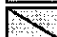
介護給付費単位数表	サービス種類	サービス種類コード	サービス項目コード
指定居宅サービス	訪問介護	11	サービス種類ごとに採番(注2)
	訪問入浴介護	12	
	訪問看護	13	
	訪問リハビリテーション	14	
	通所介護	15	
	通所リハビリテーション	16	
	福祉用具貸与	17	
	短期入所生活介護	21	
	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	22	
	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	23	
	居宅療養管理指導	31	
	痴呆対応型共同生活介護	32	
	特定施設入所者生活介護	33	
	指定居宅介護支援	43	
指定施設サービス等	食事提供費(注1)	50	
	介護福祉施設サービス	51	
	介護保健施設サービス	52	
	介護療養施設サービス	53	

注1 施設サービスに共通する食事提供費に関して、サービス種類コード「50」を追加。

注2 報酬改定前後の算定項目を明確に識別するため、以下の基本的なルールで項目コードを採番。

- ・削除される算定項目のコードは欠番。
- ・単位数や加減算率のみの見直しとなっている算定項目に関しては対応するコードを継承。
- ・新たに追加される算定項目(定員超過や人員欠如も含む)に対しては新たなコードを追加。
- ・サービス類型の変更(訪問介護の「生活支援」、施設等区分の統合(通所リハ)、算定方法の変更(居宅療養管理指導における初回と2回目以降の報酬算定の区別)に対しては、現行の項目コードと区別するため新たにコードを追加。

新たに追加したコードについては、コード表案にて  で識別している。

削除したコード(欠番)については、コード表案にて  で示している。

## ○サービス内容略称について

現行のサービスコード表と同様に、最大16文字とし、算定項目を複数合成しているものについては、「・」の区切りをつけている。一部呼称の変更や、合成算定項目については簡略化等の見直しを行っている。

○サービスコードの件数について

介護給付費単位数表	サービス種類	現行の サービスコード表	サービスコード表(案)					削除	合計
			追加						
			見直し案	定員超過	人員欠如	小計			
指定居宅サービス	11:訪問介護	397	354	0	0	354	360	391	
	12:訪問入浴介護	5	0	0	0	0	0	5	
	13:訪問看護	44	0	0	0	0	0	44	
	14:訪問リハビリテーション	1	0	0	0	0	0	1	
	15:通所介護	53	24	72	36	132	0	185	
	16:通所リハビリテーション	41	21	18	18	57	36	62	
	17:福祉用具貸与	24	0	0	0	0	0	24	
	21:短期入所生活介護	145	144	288	96	528	0	673	
	22:短期入所療養介護(介護老人保健施設)	98	0	96	96	192	0	290	
	23:短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	341	0	126	216	342	205	478	
	31:居宅療養管理指導	6	12	0	0	12	5	13	
	32:痴呆対応型共同生活介護	6	1	5	5	11	0	17	
	33:特定施設入所者生活介護	12	0	0	12	12	0	24	
指定居宅介護支援	43:居宅介護支援	6	2	0	0	2	6	2	
指定施設サービス等	50:食事提供費	0	5	0	0	5	0	5	
	51:介護福祉施設サービス	199	195	384	384	963	0	1,162	
	52:介護保健施設サービス	86	2	80	80	162	0	248	
	53:介護療養施設サービス	296	6	100	270	376	175	497	
合計		1,760	766	1,169	1,213	3,148	787	4,121	